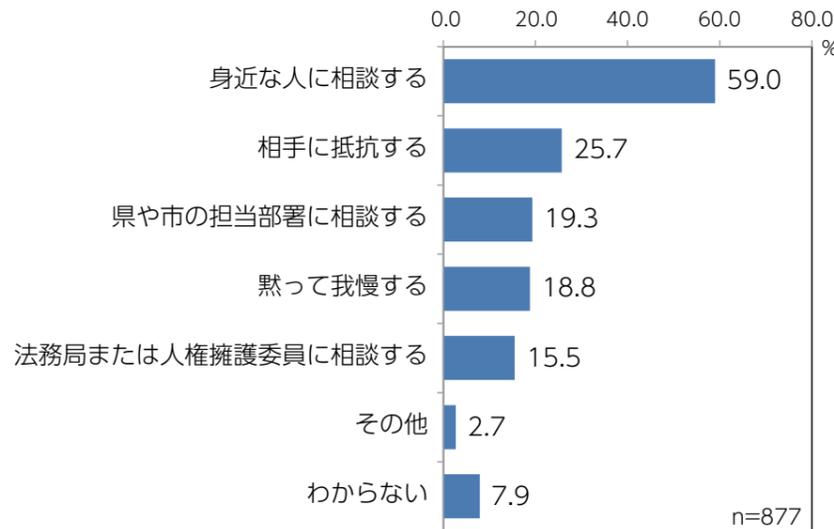


差別や人権侵害をやめさせる 勇気と行動力

あらぬうわさや、パワハラ、セクハラ、DV、いじめ、名誉棄損、差別待遇など、あなたが不当な差別や人権侵害にあったら、どんな行動をとりますか？

次のグラフは、宇土市人権に関する市民意識調査(2022年8~9月)で、自分の人権を侵害された場合にどのような対応をするかを尋ねたものです。その結果、「身近な人に相談する」と回答した人の割合が59.0%、「相手に抵抗する」が25.7%、「県や市の担当部署に相談する」が19.3%、「黙って我慢する」が18.8%となりました。更に詳しく見ると、人権を侵害された経験が「ある」人は、経験が「ない」人よりも、「黙って我慢する」と回答した人の割合が高く出ました。

◇あなたの人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。(複数回答)



掲載グラフは2022年8~9月 宇土市人権に関する市民意識調査より抜粋。
n=877: 調査回答数877票をもとに割合を算出しています。

パワハラやセクハラ、いじめ、あらぬうわさをたてられて悩んでいても、様々な事情により人に相談することができず、一人で問題を抱え込み、こらえている人たちの存在が明らかになりました。当事者は弱い立場にあることも多く、声を上げづらいことも多いと考えられます。その場合、差別や人権侵害の問題はそのままになり、解消されることは難しいでしょう。

ですが、もし、その差別や人権侵害の場面に居合わせた人がいたら、その人がどのような行動をとるか、その後の問題の結末が大きく変わってくると考えられます。

差別的な発言や行為などを見聞きした際に、見て見ぬふりをしたり、傍観者になるのは、結果的に差別する側の人と同じ立場になってしまいます。大変勇気がいるかもしれませんが、その場で「おかしい」と声をあげることが大変重要です。

差別や人権侵害をやめさせる勇気と行動力を私たち一人ひとりが持つことで、人権が尊重されるまちをつくっていきましょう。



国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう



国民年金保険料は、20歳から60歳になるまでの40年間納めます。

令和7年4月分から令和8年3月分の保険料は、**月額17,510円**です。

日本年金機構から送付される納付書で納めることができ、クレジットカードや口座振替、電子(キャッシュレス)決済も利用できます。

国民年金保険料の前納について

国民年金保険料は、一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)することができます。まとめて前払いすると割引が適用されるのでお得です。

前納の種類		2年前納	1年前納	6か月前納	当月末振替(早割)
1回あたりの納付額(割引額)	口座振替	408,150円 (17,010円)	205,720円 (4,400円)	103,870円 (1,190円)	17,450円 (60円)
	納付書払い クレジットカード払い	409,490円 (15,670円)	206,390円 (3,730円)	104,210円 (850円)	—

※割引額は納付書により毎月納付した場合と比較した額です。

※口座振替、クレジットカード納付の申込は、市民保険課国保年金係・年金事務所で随時受け付けています。

国民年金保険料の 支払いに困ったら…

「国民年金保険料免除制度」をご利用ください。

国民年金の長い加入期間には、病気やけが、失業などの経済的理由で、保険料を支払うことが困難な時期があるかもしれません。そんなときは「免除制度」があなたの年金を守ります。

手続きは「免除申請書」に必要事項を記入し、市民保険課国保年金係に提出してください。

免除申請は、申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

*申請後、年金事務所で所得額により審査があります。審査の結果、免除が認められないこともあります。

追納制度をご存知ですか？

免除を受けた期間や納付猶予期間および学生納付特例期間の保険料は、10年までさかのぼって保険料を納付することができます。

満額の老齢基礎年金を受け取るために、生活に余裕ができたときには納めるようにしましょう。免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額が付きますので早めに追納することをお勧めします。

国民年金保険料が未納になっている期間や追納等が可能な月数を、「ねんきんネット」で確認ができます。登録はマイナンバーカードが便利です！マイナンバーカードを取得された方はぜひ登録をお願いします。